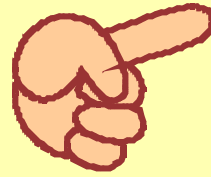


注意

ドライバーのみなさん



運転席・助手席の窓ガラスにカーテン

道路交通法違反です!

サンシェード，センターコンソール等に
棚やテレビ等を取り付けて走行すると



視野を妨げる状態でカーテンやサンシェード
を取り付けたり，センターコンソールに棚や
テレビ等を取り付けて走行した場合には、
道路交通法違反となり、反則切符の告知
対象となります。

(乗車又は積載の方法) 道路交通法第55条第2項
車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作
を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該
車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を
確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載して車
両を運転してはならない。

反則金 (普通車) 6千円
(中型・大型) 7千円

違反点数 1点

運転席・助手席窓ガラスにカーテンやサンシェード等を取り付けたまま走行すると視野が妨げられ安全確認が不十分となり、思わぬ交通事故につながりますので、何も取り付けないで、安全確認をしっかりとって交通事故のないよう安全運転をお願いします。

群馬県警察